

千葉県報

定例
令和3年6月4日

目次

○	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
○	解除予定保安林	一
○	土地収用法に基づく事業の認定	二
○	道路区域の変更	三
○	道路の供用開始	三
○	急傾斜地崩壊危険区域の指定	三
○	公告	三
○	令和三年度登録販売者試験の実施	四
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	四
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	四
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	五
○	土地改良区役員の退任及び就任(二件)	五
○	土地改良区清算人の退任	六
○	土地改良区役員の退任及び就任(五件)	六
○	土地改良区役員の退任	八
○	土地改良区役員の退任及び就任(五件)	八
○	建築公聴会の実施	一〇
○	特定調達公告	一〇
○	入札公告(四件)	一一
○	落札者等の公告(九件)	一一
○	告示	一五
○	千葉県告示第三百四十二号	一五

告示

千葉県告示第三百四十二号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和三年六月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部及び六八六番四の一部

並びに字長兵衛野七三番四の一部(別図のとおり)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

令和三年六月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

解除予定保安林の所在場所

長生郡一宮町一宮字北潮崎六番四、六番九、六番一〇、六番一三から六番一六番まで、六番一八、六番一九、六番二四から六番二六まで、六番二八、六番三二から六番三四まで

保安林として指定された目的

飛砂の防備

解除の理由

指定理由の消滅

その二

解除予定保安林の所在場所

長生郡一宮町一宮字北神ノ道六六番五、六六番六、字邸地一三三番一、字基場一九番二、一九九番四、一九九番五、一九九番八から一九九番一一まで、字北陣所二九番一三、二九九番一九、字三保ノ松三四九番七、三四九番八、三四九番一九

保安林として指定された目的

風害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

その三

解除予定保安林の所在場所

長生郡一宮町新地字中瀬丙四四三三番三、丙四四三三番一、丙四四三三番四一、丙四四三三番四四、丙四四三三番四五、丙四四三三番五一から丙四四三三番五三まで、丙四四三三番五九から丙四四三三番六一まで、丙四四三三番七二、一宮字南神ノ道一六番六、東浪見字稻荷塚新田六七一七番二、六七一七番四、字矢畑新田六七六七

